在菖蒲ノ會合報



統理様のもとで神社界の真姿を顕現しよう

令和4年9月15日 第2号

◆花菖蒲ノ會の会報第二号をお届けします。

当会の活動内容に、「神社本庁のあり方に関する調査研究活動」とありますが、本号はその趣旨を中心に編集しました。

◆会員数(賛同者)は9月12日現在315名となりました。

I 0 月に開催される神社本庁評議員会までに、神社界の輿論がいかなるものであるかを指し示すことのできる人数になるやう増員をしてゆきたいと存じます。

皆様のご協力により、賛同者の一層の増強に ご協力を重ねてお願ひ申し上げます。

◆神社人への切望--「承詔必謹」の再認識

(京都産業大学名誉教授) 所 功

今年(令和四年)は、昭和二十年(1945)の「終戦」から七十七年、また「講和独立」から七十年、といふ節目にあたる。この機会に各方面で近現代史の真相解明が進められてをり、そこから学びうることは少くない。

しかし、すでに公表されてゐる周知の史実も、 あらためて理解を深め、社会の難局を打開する知 恵として、有効に活用する必要がある。その最た る史料は、推古天皇十二年(604)皇太子聖徳太 子(31歳)が肇めて作られた「憲法十七条」の特 に第三条「韶を承はれば必ず謹め。・・・謹まざれ ば自から敗れなん」《養老四年(720)撰進『日 本書紀』所載》だと思はれる。

この教訓は、千三百年以上にわたり、日本の官 民多数に共有され、根本的な信条となってきた。 それゆゑに、大東亜戦争の最終段階で行政府も軍 首脳も決断至難に陥ると、立憲君主の昭和天皇(満 44歳)が、御前会議において「自ら戦争終結を決 意した」のは「国家と国民の幸福のため」と仰せ られた。すると、それを承って、継戦を主張する 人々も大多数が、「ご聖断」に服従したのである《宮 内庁編『昭和天皇実録』刊本第九》。

これを引き合ひに出すのは、洵に畏れ多く甚だ不穏当なことを自責しながら、神社界の人々に敢て提起したい。私は神宮・神社の一崇敬者にすぎないが、「神社新報」の記事を通じて知りえた神社本庁の要職人事に関する著しい見解の対立は憂慮

にたへず、これを克服する叡智として「承韶必謹」 の教訓を応用されるやうに切望してゐる。

何事にも各々言ひ分はあらう。しかし、神社本 庁の権威を象徴する統理殿の御決断が明示された 以上、従来本庁で実権を持ち多大な成果を挙げて きた要職の人々も、その御決断に潔く従ふことこ そ、代表的な神社人としての良識ではなからうか。 これによって、本庁が本宗と仰ぐ神宮の奉賛も、 一般的な神社人や崇敬者との信頼関係も、すみや かに好転するやうに念じてやまない。

(八月二十三日記)

(寄稿の経緯) 小生は八十歳の老卒であるが、 五十年来の学友を介して、拙文を本会報に寄稿 するやう勧められ、熟慮して掲載を承諾した。 拙文は簡潔穏便を旨とし、存分に意を尽くして ゐないが、事ここに至った経緯を略述しておき たい。

昭和四十年代に皇學館大学奉職中、優れた神 道史学者や神社指導者および多くの神職志望者 を知り得たが、専門は国史学(平安時代法制文 化史)であり、神社界の外にゐる一研究者にす ぎない。

ただ、文部省を経て京都産業大学に在職中、神社本庁から依頼されて中央研修所や全国神社庁へ数十回出講した。また岡本健治総長時代、『現代神道研究集成』の編集委員に加へられ、多くの事を学ばせて頂いた。

そんな関係から、毎週受贈する「神社新報」 を通して、神社本庁の要職にある方々の言動に も関心を払ってきたが、最近の確執は読むに耐 へ難い。特に周知のとほり皇祖神を祀る神宮の 大宮司は、天皇陛下の御聴許を仰いで決められ、

花菖蒲の花ことばは

「信頼」「情熱」「心意気」「優雅」 「よい知らせ(信頼できる情報)」 ださうです。

「信頼」できる神社本庁の姿を再 構築すべく、「心意気」あるみな さまの力を結集しませう。 その御方が退任後に本庁の統理に推戴されてゐるから、格別な御存在である。その御意向を軽視したり無視するやうな策動は、何とも空恐ろしい。

そこで、やむにやまれず「全国戦没者追悼式 典」直後、前掲の拙文を書き、「神社新報」に 稿した。しかし、内部で検討された結果、直ち に掲載することは不可能との連絡があ見れる に掲載することは不可能との連絡が意見れる を見て最後は個人負担で意人のこれが を見てよるが、ないだらうといれる で、せいと考へないだらうといれる は、それすら独立してるがいいません は、本庁かられる。それゆゑ小生とに伝いる を報の掲載文が、より多くの神社人に伝いる れ、心ある人々に理解賛同が得られることに れ、心ある人々に理解賛同が得られることに はの望みを托するほかない。 (九月十日夜)

◆神社本庁の現状を憂う 「強い包括法人への夢」は 神社界を幸福にするか

瀬戸神社宮司・神社本庁評議員 佐野 和史 《「宗教問題」Vol.39より転載・若干の 修正があります》

神社本庁は昨年、設立75年の記念を経過したが、その組織は設立以来、最大の危機にあるといって間違いない。本年は評議員改選の年であり、同時に役員も改選される。その評議員会(神社本庁の予算や方針を決める議決機関)は5月26~28日に行われ、最終日に役員選挙があった。

神社界の新聞『神社新報』5月23日号の論説は「神社の公共性理念と信頼の次世代継承を」と題し、評議員会を前にして「新たなる大同団結に向けた有意義な意見が交はされることを期待したい」と結んでいる。この論説が「新たなる大同団結」としているのは、具体的には社本庁が近年抱えてきた「地位確認請求訴訟」(今年4月に神社本庁が最高裁で敗訴)と、その役職員をはじめ、全国神職にいたるまでの役職員をはじめ、全国神職にいたるまでのの分裂が生じていることを踏まえての表現である。

今回の評議員会でも、一番の論争点となったのは当然このことであるが、 | 日目の田中恆清総長挨拶には、裁判関係の文言は | 字もなかった。だが本会議の質疑が始まると、最高裁敗訴にいたる執行部の責任を問題視する多くの発言があり、特に総代評議員の発言には厳しいものがあった。総代評議員の意見は、氏子崇敬者の

目からみた意見であり、一般社会からの信頼性をより反映するものと認識すべきであろう。

しかし、最も衝撃的に感じたのは、訴訟問題に関する答弁をすべて担当部長に任せて沈黙を貫いていた田中総長が、閉会の挨拶として発記し、これまでさまな批判に耐えてきたがいとして、用意された原稿によががら地域の判決文のページや行目の数字をからいたの数の判決文のページや行目の数字をからいたり滔々と主張し、さらにはを対いるなられたり滔々と主張し、さらそれを対いるところへ出ると、半ば脅迫めいた口調でまくしたてた時であった。

その後の役員改選に関しては、ここでは詳述しないが、鷹司尚武統理が北海道・旭川神社の 芦原髙穂宮司を新総長に指名したのに対し、田 中氏の支持者らがそれを認めず、議論持ち越し として閉会となった。

現在、神社本庁には田中氏と芦原氏という、「2人の総長」が並立する事態となった。すでに両者のどちらに正当性があるのか、裁判に発展している。しかし、神社界がどうあるべきかは裁判所が決めるものではない。神社人自らが構築せねばならない問題なのである。

この状況にあって、筆者にとって一番不可解なのは、なぜ田中氏が5期という長期政権を目指さねばならないのかということである。この長期政権により何をしようというのか。どんな神社本庁であらねばならぬと考えているのか、よくわからない。

田中氏およびその支持勢力の目指す神社本庁とは、どんなものなのか。推測にはなるが、それを述べてみたい。それは包括宗教法人としての統制力の強化であり、総長ならびに理事会の権限の最高性の獲得であろう。総長指名において統理の権威より理事会の多数決を優先させるという主張に、端的にそれは表れている。

本年の評議員会で、以下の議案が上程決議された。

〈議案追第六号 神社本庁の業務は機関決定を 経て粛々と執行されてゐるが、設立80周年を 見据ゑて庁規や規程等をあらためて見直し、こ れからの時代に相応しい包括法人としての迅速 な業務執行体制を構築するやう、神社本庁に要 望するの件〉

この議案の提案者は東京都神社庁の小野貴嗣 庁長で、彼は田中執行部の常務理事を務めてい る。よって本議案こそは、田中氏の目指す神社 本庁の姿を表現したものに違いない。

「機関決定を経て粛々と」の部分からは、職舎

売却も、抗議した職員の解雇も、裁判の上告も みなすべて、役員会や評議員会の多数決を経て いるという、田中氏の主張が透けてみえる。「包 括法人としての迅速な業務執行体制」というの も、総長の権限の強化を狙っているのに相違な い。田中氏を中心とする現在の本庁の執行部体 制を是認し、さらに強化をもくろむ危険な議案 である。

危険な包括法人指向

この危うさを承知の上で、筆者は同議案の討論に賛成発言をした。その意図は、この議案処理として本庁当局は必ずや見直し作業のための委員会を設置することになるであろうから、そこでこの「包括法人」偏重の誤りが指摘されれば、むしろ田中氏の指向の誤りが明白になり、田中氏人脈による執行部独占の状況を崩壊させる糸口にもなるかとの思いがあったからである。

そのために、この提案には神社本庁憲章のことが記載されていないが、庁規規程の見直しにあたっては憲章との関係も再確認し、憲章制定後40年を経過しているので、憲章の精神の再確認も含めての賛成であるとの趣旨の発言をした。

神社新報は、筆者が神社本庁憲章における「高天原に事始まり国史を貫いて不易である」との一節を引きつつ、「本来の、いはば『高天原から不易なる』神社本庁の権威は統理、代表役員は宗教法人のトップ。どちらが本丸かといへば不易なる本庁である」と主張、「権威ある統理をお守りできる役員会であってほしい」と述べて賛成を表明した、との発言の趣旨を記録し、記載してくれた。

この議案は、神社本庁憲章も含めて検討すれば、田中氏の「包括法人」重視の姿勢が誤りであるとして否定することのできる諸刃の剣となるので、これを留保するための賛成討論であった。

この小野提案が実質的に田中提案であることは、神社本庁の機関誌『月刊若木』平成28年 |月号の巻頭にある、田中氏の「年頭の挨拶」 をみれば明らかである。

〈本年迎へる神社本庁設立七十周年を契機として本庁草創の志を継承発展させるために、包括団体、包括法人としての諸規定の抜本的見直しをはじめ、全国八万の包括神社との相互連携をさらに深め、横たはる難問の解決に向けての共通認識を強固にし、我が国の歴史伝統文化の最後の砦として、神社界挙げてこの危機的状況を

打開してゆかねばならないと覚悟を新たにする ところである〉

ここには明らかに、包括と被包括の関係を前 提に全国神社を束ねていこうとする意識が宣言 されている。しかも、神社本庁草創期の志を継 好形ある。神社本庁草創期に、宗教法人である ことや、包括法人であることの意義を重視した 事実はない。大日本神祇会、神宮奉斎会、 講究所を統合した組織を模索するなかで、神道 教案と神社聯盟案とが出されていたが、神道指 令の発出によるGHQの誘導により、宗教法人 令による宗教法人となることで、やむな子になる を維持したのである。神社本庁が宗教法人になる際には、社団法人的な神社聯盟案に近い意識 で、その機構を整備してきた。

神社教案には、管長が教義その他を裁決するという条項があったのだが、それは八百万年を個別に祭神とし、地域ごとの特性を持ている全国神社を東ねるにあたって否定は相応しくないとして否定とは個人のである。「宗教」とは個人のだが、とは信教の自由もあるのだが、よってははない自由もあるのだが、よってははない自定化されるというのが、の考えだったはずだ。しないもので、神社も宗教に合わせるがあるというの考えだったはずだ。教法人の枠組みに固定化されるというのが、免支をであっては不備があるというのが、の考えだったはずだ。しているというの考えだったはずだ。とまれているというの考えだったはずだ。対しているというである。

この多様性のある全国神社をひとつに束ねるには、包括法人の権威によるのではなく、伊勢の神宮を本宗と仰ぐことを根拠とし、そのことの人格的機関として総裁・統理がおかれたというべきである。

このように、神社本庁は草創期から昭和30年代までは、宗教法人の姿をとることで敗戦後の緊急避難とし、しかし、その中で最善の形態だけは確保すべく、庁規も規程も工夫し、本来の神社の姿に近い姿で法的整合性を確保することを図ってきたのである。

これに対し、田中氏のめざす「包括法人」としての規程見直しとは、<u>神社本庁が宗教法人であることを自明の前提に「包括法人」の権限を明確にし、もって全国の「被包括法人」である神社や神職への支配力を強化しようとするもの</u>である。

それは、田中氏が先に挙げた「新年挨拶」を 行った平成28年の5月の評議員会で、庁規や

規程の改正が行われたことにも見て取れる。こ のときの改正は、「役職員進退に関する規程」「懲 戒規程」の改正を中心とするものであった。宮 司そのほかの任免や、問題が起きたときの懲戒 についての規程である。この規程の細則も同時 に定められ、そこにはコンピューターの不正使 用、セクハラパワハラ行為、淫行、飲酒運転な どの文字も羅列され、昭和20年代の制定時の ままでは不備があったものを充実する側面もみ られる。さらに現実問題として神職の不行届き な行動も各地に散見することから、本会議では 懲戒に関して神社庁の権限ももっと明示してほ しいといった発言もあり、議決されている。た だ懲戒規程の第 | 条の条文をみると、改正前は 「(略) この規程の定めるところにより懲戒を 行ふ」であったものが「(略)統理はこの規程 の定めるところにより、包括宗教団体としての 懲戒を行ふ」とあって、「包括宗教団体」とい う用語を登場させている。

この「包括宗教団体」というのは、統理の行う行為の主体として書かれているので、包括法人としての神社本庁ではなく、総体としての神社本庁を示してはいるのであろうが、「包括」という文字により、「包括法人」としての神社本庁に意識を吸い寄せる傾きがあるのではなかろうか。このあたりにも、包括法人執行部に権限を集中させようとする意識が感じられないだろうか。

神社本庁の真の姿を

昭和40年代は津地鎮祭訴訟が神社本庁の大きな主題であった。また、ヤスクニ訴訟と呼ばれる左派勢力の裁判闘争もあり、学生運動も過激化した。そこで、もし本庁が訴訟対象となっても統理が当事者とならぬよう、昭和51年に神社本庁の代表役員を総長とする庁規改正がなされたが、総体としての神社本庁の代表は統理であることにかわりはない。

その昭和51年から3期にわたった篠田康雄総長時代に本庁が目指した改革としては、中央研修所の発足、神社本庁憲章の制定、神社関係有識者懇談会会の組織化、神社振興対策モデル神社制度、教学研究大会の開催などがあげられる。特に神社本庁憲章制定は最大の実績であろう。

この憲章制定にあたっては、神社の運営が法人優先になり、神社本来の守るべき物が二の次になっていないかとの反省があった。高度成長、日本列島改造などと言われた時代で、新幹線や高速道路の新設その他の国土開発のなかで、神

社の境内地が売買される事例も多くなり、その際に総代・責任役員・宮司間で対立がみられるなど、問題が発生していた。そういう状況下で、法人法、神社規則に違背していなければよしとするだけでは、神社の本質が守れないとの課題が増大していた。これに対応しての憲章制定であった。

また中央研修所による神職生涯教育や教学研究の充実は、伝統的な神社の本質を維持発展させるのは、神職自身の研鑚と、精神的連帯感の涵養にあると考えられたからである。

それが田中総長時代になってからは、そうした精神的、教学的連帯ではものたらず、包括法人の法的強制力をもってしなくてはならないとの指向性を強めてきている。「包括宗教団体」なる用語をもちいて、宗教法人神社本庁の中に、総体としての本来の神社本庁をとりこみ、そのためには統理の無答責をいいことに、その権威を形骸化し、責任役員会の多数決に統理を従わせるという無謀を画策してきたのである。

神社本庁の権威を、世俗の法人組織の足下に引きずり下ろそうという行為にいたっているのが、今回の総長選出騒動の実態である。

結論的に言えば、田中氏らの目指す神社本庁とは、宗教法人というぬるま湯(特に税制)につかりながら、それを餌に<u>被包括の神社をファッショ的に支配する体制である。これはいわば</u> GHQの罠の中、戦後レジームへのUターンであり、神社本庁草創以来、先人たちが努力して積み重ねてきた、神社の本来の姿(神社は公的な存在であり、単なる宗教ではないという面を持っている姿)を、時代や状況に合わせてよりよいものにしていこうとする努力を無にしようとするものであって、断じて賛同できるものではない。

統理の権威の元に清新な役員体制を再構築 し、神社本庁設立時の本来の姿を回復せねばな るまい。

◆栃尾泰治郎氏の陳述

(一部分を要約掲載します)

栃尾泰治郎氏は神社本庁庶務部長、事務局長等を 歴任され、神社本庁の事務運営や諸会議のあり方に ついて、神社本庁の伝統を守って勤められてこられ ました。陳述の内容は旭川地裁への提訴の証拠資料 ともされてゐます。

*神社本庁の規程制定の歴史

私は、昭和56年から庶務部長を勤めました が、その前の庶務部長は吉田玄蕃という方でし た。昭和51年の庁規の改定や昭和54年の神社本庁憲章、役員規程の制定などは、この吉田玄蕃氏が担当して進められました。また、吉田玄蕃氏の前の庶務部長は市川豊平という方でした。市川豊平氏は、戦後まもなくの時期に文部省に通って神社本庁が一番最初に認証を受けた庁規を作った方です。

私は、市川豊平氏、吉田玄蕃氏の後を継ぎ、神社本庁の庶務部長として神社本庁庁規その他の規程の制定や改廃などの事務を担当しておりました。

市川豊平氏が庁規を作られた際にはGHQの 占領下にあり、微妙な問題もあったことから、 神社界の価値観を成文化していくことに大変で ご苦労されたと聞いています。神社界でははする 皇室の祭祀と深いかかわりを持つ伊勢の神宮の 皇室の祭祀と深いかかわりを持つ伊勢の神宮を 本宗と仰ぎ、その下に全国の単位神社を存在します。伊勢の神宮の宮司は「大宮司」と言い任命 宮規則第32条で、天皇陛下の勅裁を得て任命 されることとされています。

そして神社本庁の統理は、天皇陛下の勅裁を得て任命される神宮の大宮司を務められた方が就任するのが慣例となっております。神社本庁憲章で神宮を本宗、統理は神社本庁を「総理」「代表」すると定めているのは、このような皇室との繋がりを背景にしたことで、神社本庁における規範の中で最も基本的な価値観を示したものです。

市川豊平氏は、宗教法人法の制定にも関わられておりますが、庁規を制定された際にはその一言一句について大変気を遣われ、皇室と神社本庁との関係をどのように庁規に反映させるかに大変悩まれ、「神宮を本宗と仰ぎ」という言葉でこのことを表すこととされたとお聞きしています。

吉田玄蕃氏は法律に詳しく専門知識を持った方で、昭和51年の庁規の改正や昭和54年の神社本庁憲章、役員規程の制定を成し遂げられました。

昭和51年の庁規の改正は、昭和50年頃には 世相も変わり当時過激派の活動や神社界内部で の問題も生じてきていたことから、斯界の引き 締めと統理が訴訟の当事者となったり、あるい は対外的な勢力との対抗関係の矢面に立つ事態 が生じないように、統理をお守りするために行 われたものといえます。

このとき統理は責任役員、代表役員ではなくなりましたが、庁規第40条第3項で神社本庁、神社庁、神社の職員を統督する地位にあることが確認され宗教団体としての神社本庁における最高の地位にあることが示されています。

しかし、総長が代表役員となると、庁規の規 定上のみでは統理と総長の系列がわかりにくく なる面もありました。そのようなことから、
たが、
たが、
たが、
たが、
たが、
たが、
たが、
たが、
たが、
会話法人とで重要とれてきたが、
会話を確立を構することである。
をされてきたのは、
精神的統合の
の問題意が
をであるようなの問題意識が
をであるようになり
の問題を確立を
の問題を
の言述を
の言述

神社本庁憲章は、昭和27年に制定された宗教団体としての規程である「宗教機能に関する 規程」を神社本庁憲章に改める形で行われました。

このように、神社本庁憲章と役員規程の制定によって、神宮を本宗と仰ぎ(神社本庁憲章第 2条第1項)統理を神社本庁の最高権威者とする 包括宗教団体の基本的な規範が確認、明文化されたわけです。

*「役員会の議を経て」の解釈について

先程ご説明申し上げましたとおり役員会では、新総長の選任について役員一同が統理に一任することをもって、統理がその場で指名し、その指名された理事が総長に就任するというのが通例で、役員が異を唱えるなどということは一度もありませんでした。

市川豊平氏、吉田玄蕃氏が庁規を制定、改正していく過程では、「議を経て」という言葉と 「議決を経なければならない」という言葉、また「議決する」という言葉などについて厳密に使い分けられています。厳密に使い分けないと、解釈が混同してしまうからです。

その中で、<u>庁</u>規第12条第2項の「議を経て指名する」という文言が文字どおり審議を経たうえで統理が決めるという意味で用いられていることは何の疑いもないことです。

私は機構改革の際に全ての規定をチェックしましたが、役員会が過半数の決議によって自由 に決定できる事頃について「議を経て」という 文言が用いられている例は1つもありません。

*実際の総長の選任

私は、昭和55年7月から平成6年12月までの 14年余の間は、役員会を担当する部署に所属 し、役員会や評議員会の運営を担当し、総長選 任の場にも何度も立ち会っています。

総長指名の役員会では、新総長の選任について役員一同が統理に一任することをもって、統理がその場で指名し、その指名された理事が総長に就任するというのが通例で、もとより役員が新体制に統理とともに携わっていくがゆえに、役員が異を唱えるなどということは一度もありませんでした。

私は昭和58年(黒神総長)、同61年(黒神総長)、同62年(黒神総長死去、櫻井総長)、平成元年(白井総長)及び同4年(白井総長)と、5回の臨時役員会に出席し、総長選任の場に立ち会っていますが、誰を新総長にすべきかについて意見が戦わされることはなく、いずれも統理様がご指名になられたところに従って新総長が決定され、その指名に基づいて代表役員の登記手続きが行われています。

*「役員会の議決」の実際

神社本庁では、特に単位神社の場合を含め、「役員会の議決」は全員の賛同を得られることが前提で、したがって<u>賛成・反対両者がいるために過半数で決めるということ</u>は通常はありません。神社本庁は、その点を厳重に単位神社等に対して指導してきました。

総長指名の役員会についても、登記手続上の 必要などから、議決があった旨の議事録を作成 することもやむを得ずありますが、統理の判断 についてその当否を役員会が判断するという意 味を持った行為ではありません。

*庁規第40条第5項について

最近、庁規第40条第5項の「統理のすべての 行為は、総長の補佐を得て行はれるものという規定が負ふ。」という規定から うりませい。 一度もありません。 最近、統理はその総長指名をその議に従れて はならないかの如き考え方が主張されて いるようです。しかし、そのような考え方はは 神社本庁においては常識的にも、歴史的にと えられたことはなく、問題提起されたことさえ 一度もありません。

私が神社本庁に奉職した昭和40年以降(昭和51年に庁規が改正されて統理が代表役員でなくなった後も含め)、統理は神社本庁の中で絶対的な最高の権威を持ち、総長は事務方のトップとしてこれを補佐しサポートするという役割として終始位置付けられてきました。

庁規第40条第5項で統理の全ての行為につい

て役員会が責任を負うとされているのも、統理様をお守りするために役員会がいわば防波堤になるとする趣旨です。この規定から役員会の過半数で決めたことに統理が従うべきなどという解釈を捻り出すことができないことは、言うはでもないことです。庁規の上位規範である役員規程第4条第 | 項で「総長は統理の命を受けて庁務を総管する」とされている一事をもってしてもそのことは明々白々です。

統理が役員会の過半数で決めたところに従わなければならないなどという考えは、神社本庁の在り方そのものを根底から覆す考え方です。 私は神社本庁でそのような考え方が許されることはあり得ないことと考えます。

◆統理様を推戴申し上げる意味

会報第2号には、所功氏と佐野和史氏の論考並びに栃尾泰治郎氏の陳述概要を掲載させて戴きました。(所功氏の論は、神社新報に投稿すべく執筆されましたが、掲載不可となった由を同氏の友人から聞き、本会報への寄稿を依頼して実現したものです。)

本庁問題の現状が、職舎売却や訴訟敗訴の責任問題といふだけでなく、神社本庁の設立の意義が保たれるかどうかの重要な案件であることがご理解いただけると存じます。

「神宮を本宗」と仰ぐことの意義にも、「大 御心をいただきてむつび和らぎ」の精神の根幹 にも、統理様を推戴申し上げることにより神社 本庁が設立された淵源があります。

統理様の権威を無視しては本庁の存立の意義 は失はれます。統理様のご指名による総長就任 を私どもが主張するのはこのためなのです。

◆旭川ならびに東京における裁判動向

◎東京地裁に芦原氏が代表役員(総長)の地位にあることの確認を求める訴状を8月5日に提出しましたが、この件の第一回の公判が9月29日に開かれることとなりました。

◎旭川地裁での仮処分の異議申立については、 裁判所から和解案の提案がありましたが、合意 できる内容ではなく、決着にはいたってをりま せん。

ご意見と入会希望者は以下のアドレスにメールでお願ひします。(メール不慣れはFAX可) (会報はメール優先します)

hanashobu2605@gmail.com

入会申込必要事項:①花菖蒲ノ會趣旨に賛同 します ②氏名 ③神社/役職 ④郵便番号 ⑤電話番号 ⑥メールアドレス

FAX 03-3668-4097